



# 青森市 地域おこし協力隊

移住・定住サポート隊員(クリエイター人材誘致担当)

## 募集要項

### Mission.01



クリエイターへの情報発信  
受入サポートや環境整備

### Mission.02



クリエイターワーケーションの  
企画・実施

### Mission.03



SNSを通じた自身の活動や  
移住に関する情報の発信

### Mission.04



その他移住・定住の  
促進に係る活動など

### お問い合わせ

☎ 017-752-8751

✉ [renkeisuishin@city.aomori.aomori.jp](mailto:renkeisuishin@city.aomori.aomori.jp)

青森市 企画部 連携推進課 青森県青森市柳川二丁目1番1号



募集詳細ページ  
はコチラ

# 令和7年度 青森市地域おこし協力隊 募集要項

## 1 募集人員

移住・定住サポート隊員（クリエイター人材誘致担当）：1名

## 2 応募条件

- (1) 3大都市圏（※1）内または政令指定都市のうち、特別交付税措置の地域要件に該当する地域に住所を有し、青森市地域おこし協力隊員に任用後青森市に住民票を異動できる方
- (2) 地域おこし活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方（AT 限定も可）
- (4) 心身ともに健康で、何事にも前向きで明るく挑戦する意欲のある方
- (5) 基本的なパソコン操作（Word、Excel 等）及び SNS（Instagram、Facebook 等）の更新ができる方（※2）
- (6) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項（※3）に該当しない方

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）によって調査した平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口（平成 17 年 10 月 2 日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が 11%以上である市町村については、「3 大都市圏外」として取り扱うこととする。

※2 更新作業だけではなく、本市 Youtube チャンネルへの出演やホームページ等で本名や顔写真の掲載があります。

※3（欠格事項）

地方公務員法第 16 条の欠格事項（アからウ）に該当する方は申込できません。

ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ. 青森市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 活動内容

### ▶ クリエイター移住希望者への情報発信、受入やサポート態勢の検討、環境整備に係る活動

クリエイターが居住して創作活動などを行いやすい環境の調査のため、クリエイターワーケーションツアー体験者へアンケートやヒアリングを実施する。

### ▶ クリエイターワーケーションの企画・実施

クリエイターが創作活動や、イベント出店など本市に移住した後の生活を体験できるワーケーションの企画や実施、地元クリエイターなどとの連携、調整

クリエイターワーケーションで視察や体験いただくためのクラフトイベントの調査のため、地元クリエイターや関係企業、団体との情報共有などを行う

クリエイターワーケーション体験中の案内、体験メニューへの同行

### ▶ SNS を活用した本市の暮らしや魅力、移住に関する情報などの情報発信

SNS を活用し、移住して感じたことなどを随時発信

本市公式 Youtube チャンネルで配信する動画に出演するなど活動内容を情報発信する

### ▶ その他、移住定住の促進に係る活動など



## 4 雇用形態及び期間

- (1) 青森市の会計年度任用職員として市長が任用します。
- (2) 期間は任用の日から同日の属する年度の末日までとし、勤務実績等を考慮し、年度ごとに2回を限度として再度任用することができます。

## 5 勤務日および勤務時間

- (1) 勤務日数は週5日勤務、勤務時間は週35時間（7時間/日）とします。  
※業務の内容により、勤務時間等は変動することがあるため、その場合は週35時間以内での調整や、週休日の振替等を行います。
- (2) 所定の届出を行った上で、勤務時間外に兼業することができます。
- (3) 勤務公舎は青森市役所柳川庁舎となりますが、業務内容に応じて市内各所、県外への出張もあります。

## 6 報酬

- ▶ 月額 180,400 円  
(月額から社会保険料等の本人負担分が控除されて支給されます。)
- ▶ 期末手当：最大年間 1.625 月分支給（2年目以降は最大年間 2.5 月分）
- ▶ 勤勉手当：最大年間 1.3 月分支給（2年目以降は最大年間 2.0 月分）
- ▶ 通勤距離等に応じて一定の通勤費が支給されます。（上限：月 11,300 円）  
(自宅から勤務公舎までの徒歩での最短通勤距離が 2km 未満の場合は、支給されません。)
- ▶ 週 35 時間を超える勤務の場合は、時間外手当の支給があります。
- ▶ 報酬の額等については、今後の制度変更等により変動する可能性があります。

### 報酬イメージ (2年目以降)

$$\begin{array}{rcccl} \text{月額 } 180,400 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} & & \text{期末 (2.5 月)・勤勉 (2.0 月) 手当} & & \text{年額} \\ 2,164,800 \text{ 円} & + & 811,800 \text{ 円} & = & 2,976,600 \text{ 円} \end{array}$$

※さらに「通勤費」や「時間外手当」などが加算され、着任後の住居に対する家賃は市が負担します。

## 7 待遇及び福利厚生

- (1) 雇用保険、厚生年金保険及び地方公務員共済組合に加入します。
- (2) 住居は原則として月々の家賃 6 万円を上限とし、市が負担します。  
市と貸主が直接契約します。  
※転居費用、生活用品及び光熱水費等生活に必要な費用は自己負担となります。
- (3) 勤務中の移動に関しては市所有の公用車を使用することとし、燃料費等は市が負担します。  
また、任期 2 年目以降は所定の手続きのうえ、自家用車を公用車として登録し使用します。
- (4) その他活動に要する経費（消耗品費、研修参加費等）については、必要に応じて予算の範囲内で市が負担します。
- (5) 年次有給休暇（最大 20 日/年）、夏季休暇（最大 4 日）など休暇制度があります。

## 8 応募手続

### (1) 募集期間

令和6年9月27日（金）から令和6年11月29日（金）まで

※当日消印有効

### (2) 応募方法

原則郵送による提出（場合により直接提出することも可とします。）

※封筒の表に「地域おこし協力隊申込」と記入してください。



申込書様式は  
コチラからダウンロード

### (3) 提出書類

- 令和7年度青森市地域おこし協力隊申込書（様式第1号）
- 応募動機及び自己PR文（自由記述、A4サイズ1枚以上）
- 任期中に取り組んでみたいこと及び任期終了後の意向について（自由記述、A4サイズ1枚以上）
- 住民票の写し（原本）
- 普通自動車運転免許の写し（表面、裏面）

※提出された書類は返却しません。また、応募に係る費用は自己負担となります。

## 9 選考の流れ

### (1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第2次選考（面接審査）

第1次選考の合格者を対象に第2次選考を実施します。

日時及び実施方法等の詳細については、第1次選考の結果通知の際にお知らせします。

### (3) 選考結果の通知

第2次選考の結果は、終了後に文書で通知します。

### (4) 任用の内定

任用日は令和7年4月1日以降の日とし、合格者と調整の上決定します。

### (5) 任用の決定

令和7年度予算の成立後、正式に任用決定となります。

## 10 応募先

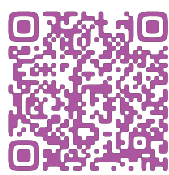
〒038-8505 青森県青森市柳川二丁目1番1号 青森市 企画部 連携推進課

☎ 017-752-8751    ✉ renkeisuishin@city.aomori.aomori.jp

### 情報発信紹介（協力隊員が運営しています！）

#### アオモリワーケーション

協力隊員が参加する当課の事業「アオモリ・ワーケーション」に関する情報や、隊員が企画するイベント情報などを発信しています。



Instagram

#### TOSEI One Team 通信

東青地域（青森市・平内町・今別町・外ヶ浜町・蓬田村）の移住に関する情報やイベント情報などを発信しています。



Facebook